

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年6月20日 岡山地方法務局高梁支局 登記官 松浦純志

| 手続番号 | 表題部所有者不明土地に係る所在事項 |
|----------------|-------------------|
| 2603-2023-0030 | 新見市高尾字弓削406番 |
| 2603-2023-0032 | 新見市高尾字弓削447番 |